

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】平成26年11月6日(2014.11.6)

【公表番号】特表2013-537837(P2013-537837A)
【公表日】平成25年10月7日(2013.10.7)
【年通号数】公開・登録公報2013-055
【出願番号】特願2013-530207(P2013-530207)
【国際特許分類】

A 6 1 B 8/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 8/00

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月16日(2014.9.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

超音波装置と共に使用するためのプローブにおいて、皮下プローブ先端を備える第1端と、標的の場所を記録することのできる検出器にとっての標的であって磁石を備えている前記標的を備える第2端と、を備えているプローブ。

【請求項2】

前記磁石は、透磁性材料を備えている基板上に取り付けられている、請求項1に記載のプローブ。

【請求項3】

前記磁石の磁束密度は当該磁石の中心又は中心付近が最大である、請求項1に記載のプローブ。

【請求項4】

前記磁束密度は、前記磁石から離されている距離の関数として減少する、請求項3に記載のプローブ。

【請求項5】

前記標的は磁石のアレイである、請求項1に記載のプローブ。

【請求項6】

前記磁石は円形断面を有している、請求項1に記載のプローブ。

【請求項7】

前記プローブは、針、生検針、管、又はブレードである、請求項1に記載のプローブ。

【請求項8】

超音波装置と共に使用するためのシステムにおいて、
皮下プローブ先端を備えるプローブと、
標的の場所を記録することのできる検出器にとっての磁気標的と、
シリンジと、を備えているシステム。

【請求項9】

前記磁気標的は複数の磁石を備えているか又は前記磁気標的は単一の磁石を備えている、請求項8に記載のシステム。

【請求項10】

前記プローブは、針、生検針、管、又はブレードである、請求項8に記載のシステム。

【請求項 1 1】

前記磁気標的用の、透磁性材料で形成されている基板を更に備えている、請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 1 2】

前記超音波装置及び当該超音波装置のための滅菌可能シールドを更に備えている、請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 1 3】

前記滅菌可能シールドはプローブ案内を貫通画定している、請求項 1 2 に記載のシステム。

【請求項 1 4】

前記滅菌可能シールドは、互いと一体に組み立てが可能な複数の部分を備えている、請求項 1 2 に記載のシステム。

【請求項 1 5】

前記複数の部分は、プローブ案内の第 1 の部分を画定している第 1 部分と前記プローブ案内の第 2 の部分を画定している第 2 部分とを備えており、前記第 1 部分が前記第 2 部分と一体に組み立てられると、前記プローブを通過させることのできる完全なプローブ案内が形成される、請求項 1 4 に記載のシステム。

【請求項 1 6】

前記滅菌可能シールドの前記複数の部分は、プローブ案内を貫通画定している部分を含んでいる、請求項 1 4 に記載のシステム。

【請求項 1 7】

前記滅菌可能シールドが前記プローブを締め付けるためのクランプを備えている、請求項 1 2 に記載のシステム。